

産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

【資料】特許特別会計の財政運営状況等

第7回 令和5年11月27日

目次

目次

1. 第7回委員会で取り扱う内容
2. 令和4年度決算及び剰余金
3. 予実管理（財政シミュレーション及び財政管理ダッシュボード）
4. 令和6年度概算要求
5. 情報公開（特許特別会計レポート）
6. その他報告事項

1. 第7回委員会で取り扱う内容

第7回委員会で取り扱う内容

- 第7回委員会では、令和4年度決算（歳出・歳入・剰余金）、令和6年度概算要求について御報告するとともに、足下の出願実績等を踏まえた足下の財政状況及び今後の見通しについて御議論いただく。

		秋（10～11月）	春（4～6月）
報告事項	歳出	・前年度（F Y）の決算	・前年度（F Y）の事業実施状況
	歳入	・前年度（F Y）の決算	・前年度（F Y）の出願実績等に基づく歳入見通し
	剰余金	・前年度（F Y）決算での剰余金の状況	・剰余金の状況（見込み）
	予実管理	・実施状況を点検（ダッシュボード）	・同左
	予算	・次年度（F Y）概算要求の報告	・予算の報告 ・次年度（F Y）概算要求について
御議論いただきたい事項		・歳入と剰余金の状況を点検 ・更なる歳出削減の可否 ・料金改定の方針等	・報告を踏まえた議論 ・（必要に応じて）料金改定の方針等

2. 令和4年度の決算及び剰余金

- 2. 1. 令和4年度決算及び剰余金の状況
- 2. 2. 出願等の推移

令和4年度決算及び剰余金

- 令和4年度の歳入決算額は約1,449億円、歳出決算額は約1,426億円。
- システム開発費等を約41億円を翌年度へ繰り越したこと、審査審判関係経費、システム関係経費については入札効果や執行段階での要件精査を行ったこと等により歳出が抑えられ、剰余金は想定より増加。

<歳入>

R3 : 1,306億円 (予算) ⇒ 1,479億円 (決算)

R4 : 1,489億円 (予算) ⇒ 1,449億円 (決算)

R5 : 1,535億円 (予算)

<歳出>

R3 : 1,582億円 (予算) ⇒ 1,438億円 (決算 : 執行率90.9%)

R4 : 1,568億円 (予算) ⇒ 1,426億円 (決算 : 執行率91.0%)

R5 : 1,495億円 (予算) ⇒ 1,413億円 (9月末時点執行見込 : 執行率94.5%)

※各年度予算・決算額には前年度からの繰越額を含み、繰越額を除いた場合のR4執行率は93.4%

<剰余金>

R3 : 409億円 (予算) ⇒ 725億円 (決算)

R4 : 646億円 (予算) ⇒ 748億円 (決算)

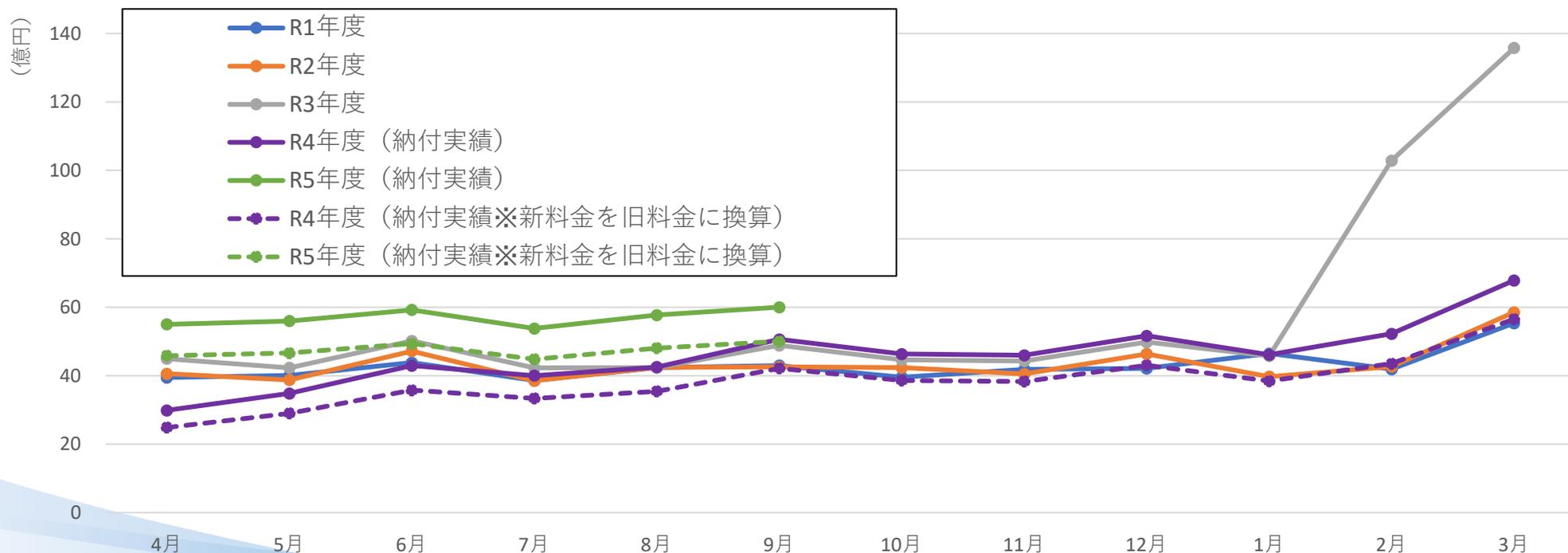
R5 : 788億円 (予算)

※各年度予算の剰余金は予算書における記載額 (執行率100%を前提に機械的に算出した金額)

令和5年度上半期の反動減の発現状況

- 前回委員会(2023年6月)で、「令和4年度に120億円程度の反動減の発現が見込まれ、**最大180億の7割程度が発現**」とした、料金値上げに伴う駆け込み納付の**反動減の影響**については、令和5年度上半期における特許料（第4年目以降）の納付金額が例年より大きくなっており、**反動減の影響はほとんど生じていないと考えられる**が、引き続き、**下半期以降の動向を注視**し、最大60億円の反動減が生じたとしてもリスクバッファ一分の剰余金を確保できるよう財政運営に取り組む。

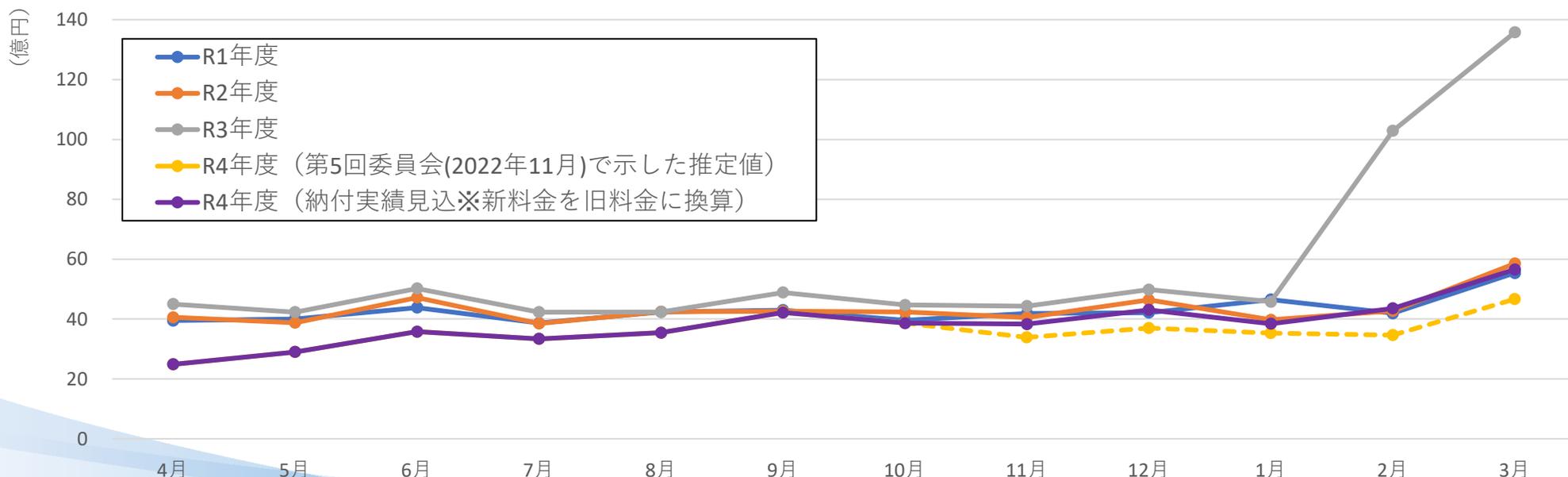
特許料（第4年目以降）の納付金額実績（点線は旧料金換算）



(参考) 反動減に関する前回の報告

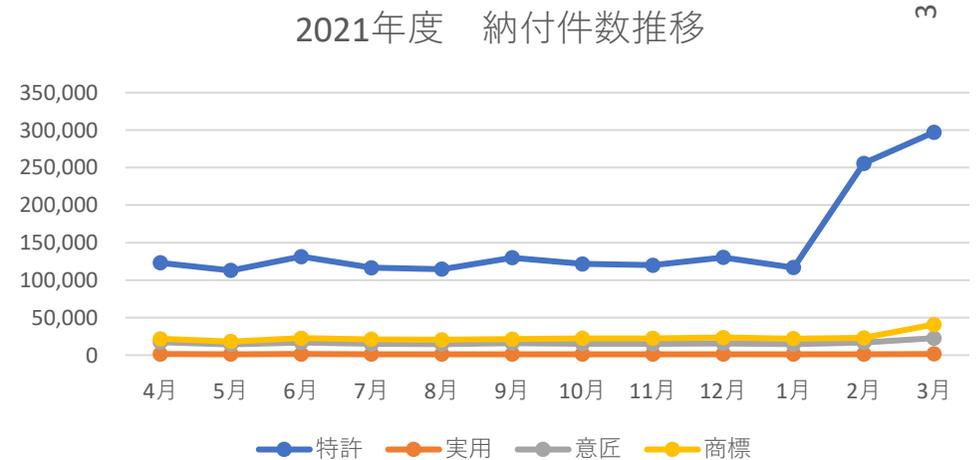
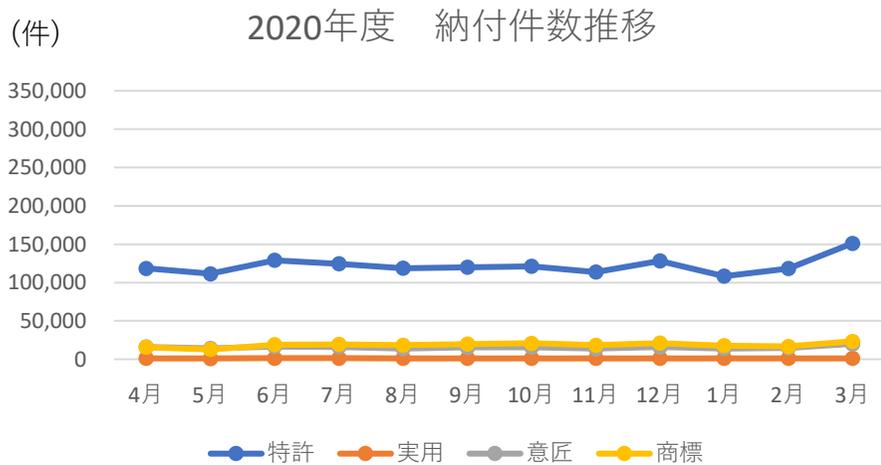
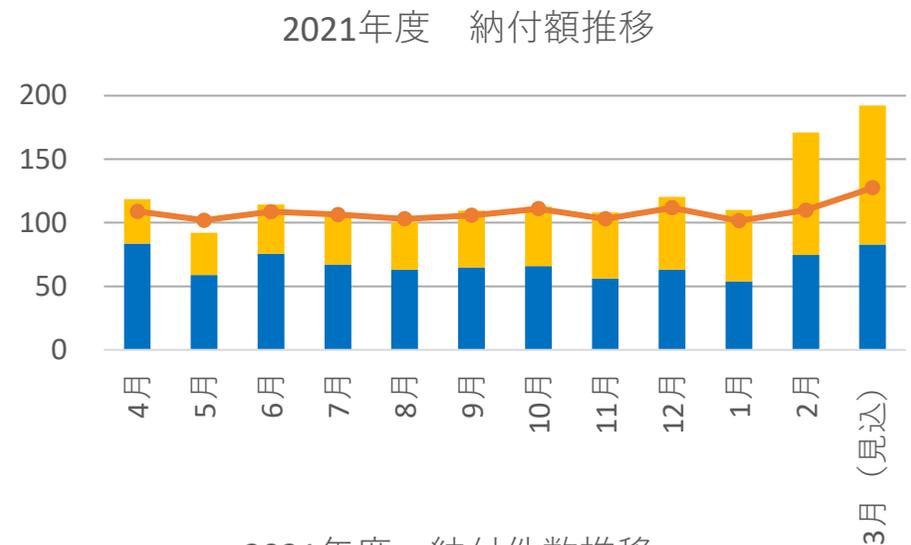
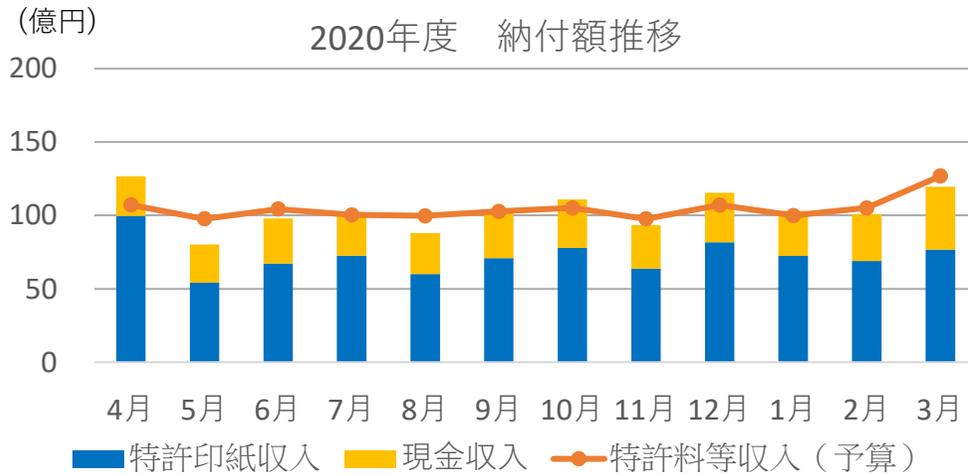
- 令和4年度における特許料（第4年目以降）の納付金額実績から、改定後料金下で、令和4年度に**120億円程度の反動減の発現**が見込まれ、最大180億の7割程度が発現。
※各年の特許現存件数や特許料金等から推計される令和4年度の特許料金収入の見込み値と、特許料（第4年目以降）の納付実績（旧料金に換算）を比較すると、年間約120億円の減収見込。
- 足下の実績より、反動減の影響は小さくなったとみられるものの、引き続き、今後発生する可能性がある**最大60億円の反動減に備え**、リスクバッファ分の剰余金を確保しつつ、**令和5年度以降の動向を注視する**。

特許料（第4年目以降）の納付金額実績（旧料金換算）



(参考) 令和3年度末の収入増 (駆け込み納付)

- 2021年度2、3月における特許料等の収入額は、2020年度比で約150億円上回っており、値上げ前の駆け込みでの納付が行われたと考えられる。



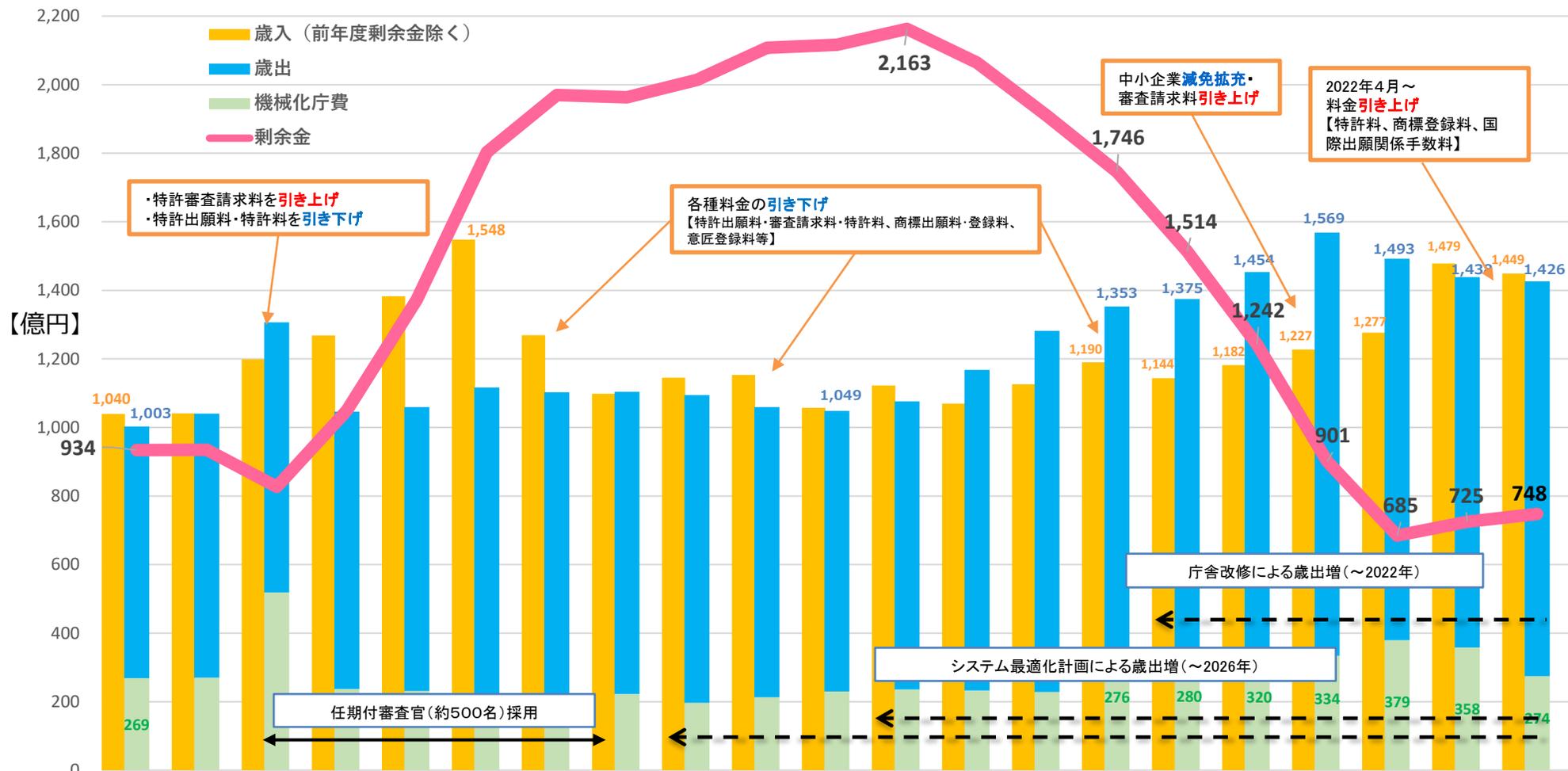
(参考) 特許料等の料金改定の影響等について

- 大企業・中小企業・大学の産業財産権ユーザー20者に対し、令和4年度からの各種料金の値上げが出願動向に与えた影響等について、ヒアリング調査を実施（2023年8月～10月）。
- その結果、値上げについては、出願・権利維持に与える影響はないとの意見が多かった（20者中15者）。一方、PCTからパリルートへの切替対応を行った等の意見もみられた。
- また、円安や物価上昇についても、出願に影響がないとした意見が多かった（20者中15者）。業績悪化に伴い間接的に影響を受けたとの意見や、円安により業績が上がり特許出願を増やしたとの意見も見られた。

料金改定や円安・物価上昇の影響に関する主な意見（n=20）

料金改定の影響		円安・物価上昇の影響		
影響なし 15者	<ul style="list-style-type: none"> 出願に影響するほどの大きな値上げではなかった。 PCTは国内移行までの時間的余裕等のメリットがあり、引き続き重要。 	影響なし 15者	<ul style="list-style-type: none"> 必要と判断すれば、円安や物価に関係なく、出願・権利維持をする。 	
影響あり 5者	増加 0者	—	増加 1者	<ul style="list-style-type: none"> 円安により輸出が増え、業績自体も上がり、出願も増加する。
	減少 5者	<ul style="list-style-type: none"> 出願件数の絞り込みや、パリルートへの切替を行った。 	減少 4者	<ul style="list-style-type: none"> 原料価格増・現地の物流コスト高騰で業績が厳しくなり、出願にも間接的に影響する。

歳出歳入、剰余金の推移

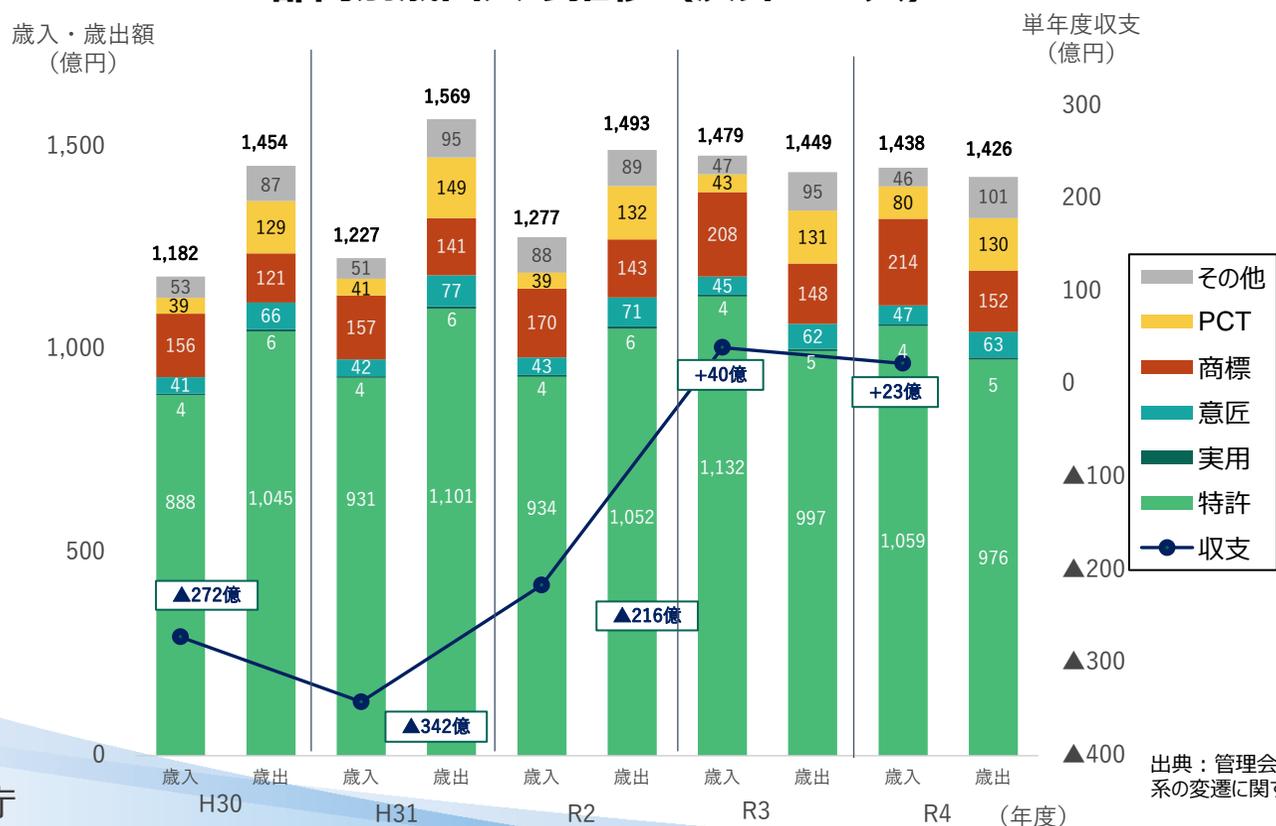


年度	H14fy	H15fy	H16fy	H17fy	H18fy	H19fy	H20fy	H21fy	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
歳入	1,040	1,041	1,199	1,268	1,383	1,548	1,269	1,098	1,145	1,154	1,057	1,122	1,070	1,126	1,190	1,144	1,182	1,227	1,277	1,479	1,449
歳出	1,003	1,040	1,306	1,046	1,044	1,074	1,095	1,094	1,093	1,060	1,049	1,076	1,168	1,282	1,353	1,375	1,454	1,569	1,493	1,438	1,426
PB	37	1	-108	222	324	431	166	-6	50	94	9	46	-98	-156	-163	-231	-272	-342	-216	40	23
期末剰余金	934	935	827	1,049	1,372	1,803	1,970	1,963	2,014	2,108	2,116	2,163	2,065	1,909	1,746	1,514	1,242	901	685	725	748

(参考) 部門別の歳入・歳出

- 令和4年度の部門別の歳入は、特許が1,059億円（歳入全体の約73%）と最も大きく、次に商標が214億円（約15%）、PCTが80億円（約6%）が続く。
- また、歳出は、特許が976億円（歳出全体の約68%）と最も大きく、次に商標が152億円（約11%）、PCTが130億円（約9%）が続く。

部門別歳出入の推移（決算ベース）



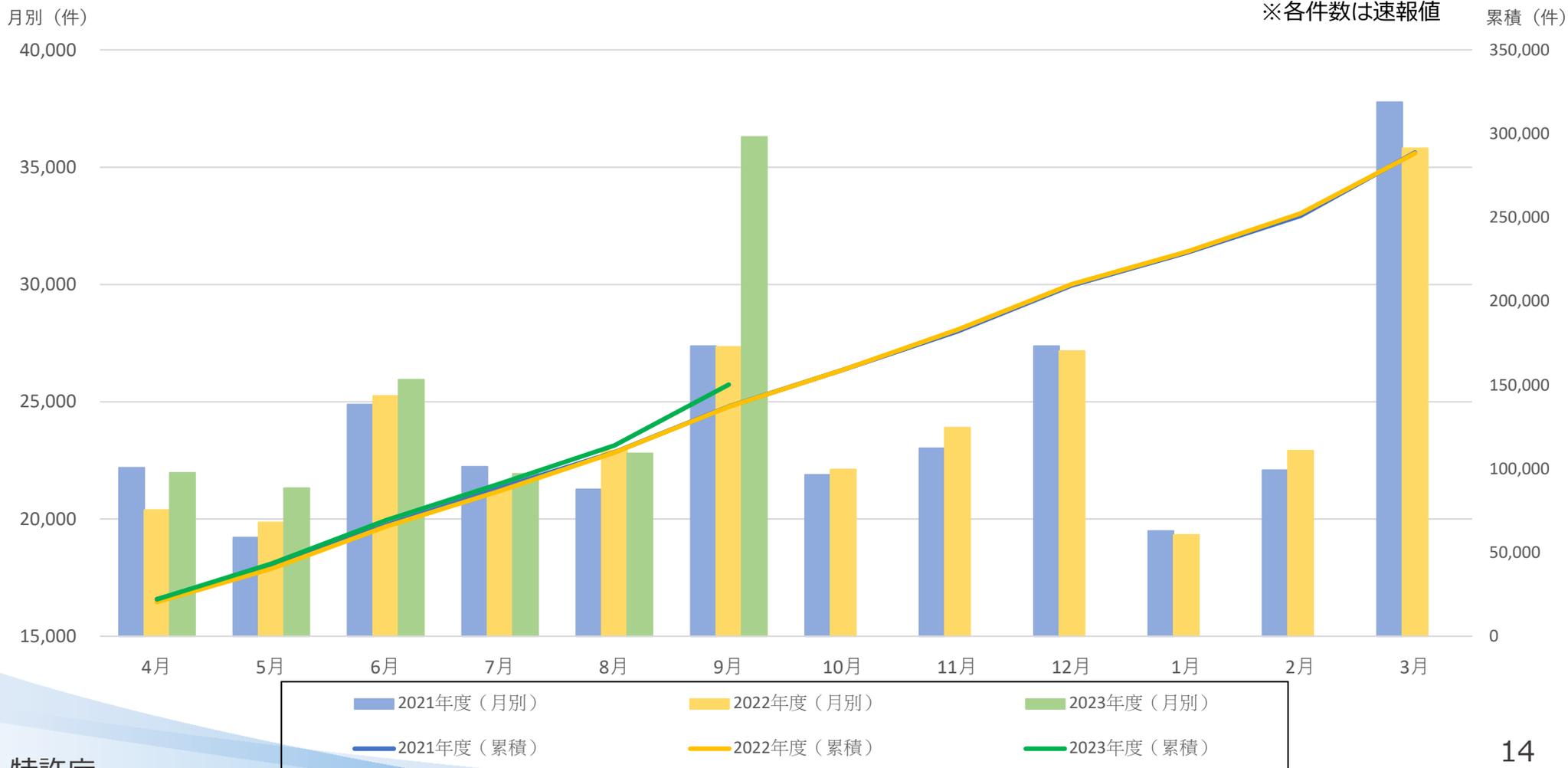
出典：管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究（有限責任あずさ監査法人）をもとに特許庁作成

2. 令和4年度決算及び剰余金

- 2. 1. 令和4年度決算及び剰余金の状況
- 2. 2. 出願等の推移

特許出願件数動向

- 特許出願件数は、2023年度上半期は、前年同期比で+9.6%であり、大きく増加。
- これは、9月に特定の企業による大量出願があった影響が大きいと考えられるが、引き続き、下半期の動向を注視する。



特許審査請求件数動向

- 特許審査請求件数は、2023年度上半期は、前年同期比で-2.8%であり、過去数年の傾向と大きな差はない。

※各件数は速報値 累積 (件)



意匠出願件数動向

- 意匠出願件数（国際意匠登録出願は除く）は、2023年度上半期は前年同期比で-4.6%で、2022年度と同様の減少傾向。前回報告した見通し（※）から変化はない。

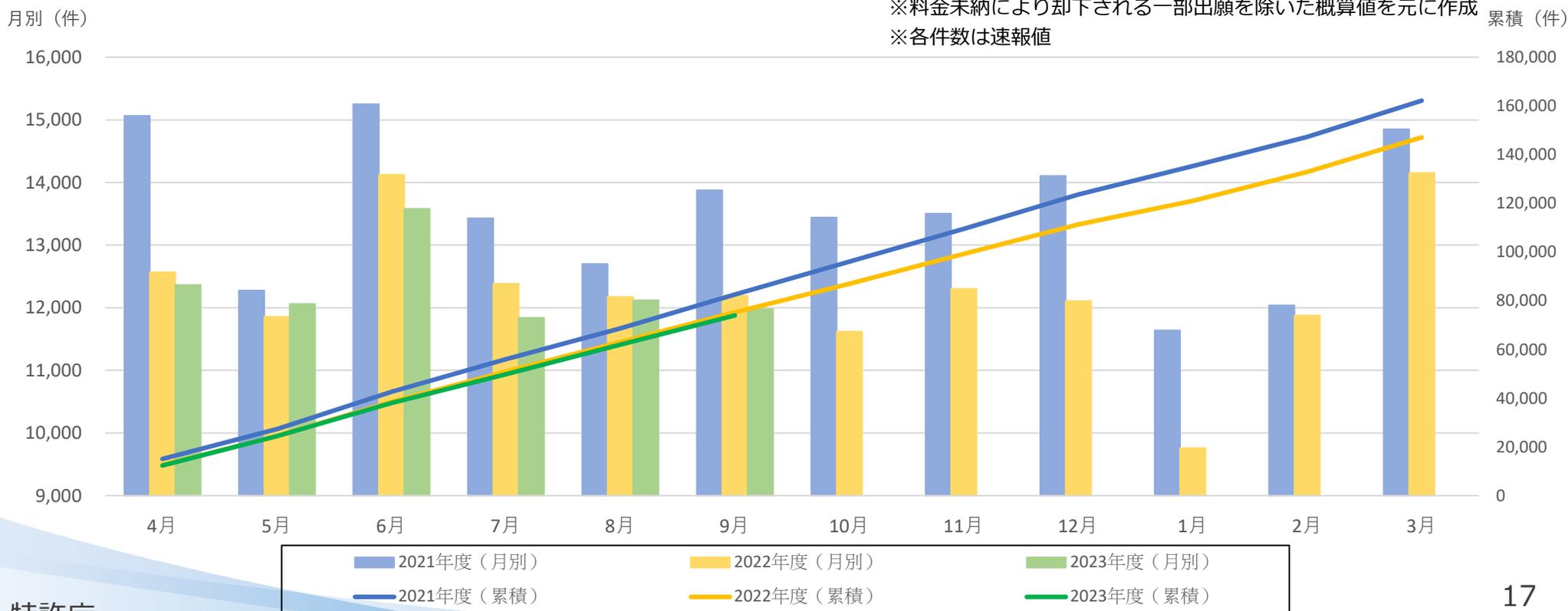
（※） 前回報告した見通し

- ✓ 足下の出願減は、コロナ禍で開発が活発化した衛生用品分野やテレワークの普及により需要が増加した家具分野等の出願が落ち着いたためであると思われる。また、企業の海外進出に伴い意匠出願の出願先が国内から海外へシフトしていること等により日本企業からの出願件数が減少傾向にあること、海外からの出願が国際意匠登録出願にシフトしている傾向があることから、今後は微減で推移すると考えられる。
- ✓ なお、国際意匠登録出願を含めると、意匠出願全体の件数は、中長期的には横ばいで推移すると考えられる。



商標出願件数動向

- 商標出願件数（国際商標登録出願は除く）は、2023年度上半期は前年同期比でわずかに減少（-1.8%）しているものの、2021年度までの増加傾向から減少に転じた2022年度（2021年度と比較して-9.3%の減少）と比較すると、減少幅は大幅に緩和した。
- 前回委員会で示した見通し（次頁）のとおり、コロナ禍を契機に一時的に増加していた分野（薬剤等）の出願が平時の水準に落ち着きつつある一方、仮想空間関係の出願が増加傾向にあり、今後も、少なくとも、2022年度と同程度（横ばい）の水準で推移していくものと考えられるが、引き続き、今後の動向を注視する。



(参考) 今後の商標出願動向について

以下に掲げる出願増につながる要素と、出願減につながる要素を総合的に勘案すると、現時点においては、足下の商標出願件数の減少は短期的なものと考えられ、中・長期的には、引き続き高い水準、少なくとも2022年度と同程度（横ばい）で推移していくものと考えられる。

(1) 出願増加につながる要素

- ① **中・長期的な動向**：ブランド保護の必要性の高まり、ブランドが有する資産的価値の重要性を背景に、**2014年度以降、商標出願件数は高い水準で推移。**
- ② **新たなビジネスの拡大及びサービスの誕生**：足下の**仮想空間関係の出願拡大、スタートアップの増加に伴う権利取得ニーズの増加。**
- ③ **企業の声**：2022年度の商標出願件数が前年度比で減少している大企業と中小企業にヒアリングを実施したところ、**半数以上の企業が、新たなビジネス展開や新商品・サービスの誕生に伴い、商標出願件数は今後増加する見込みと回答。**
- ④ **主要国の見解**：主要国、特に**米国や欧州は、2022年の商標出願件数の減少の要因として、コロナ禍の新たなビジネスモデルの拡大により増加した商標出願が、平時の水準に戻りつつあることを挙げており、平時の水準に戻った後は、出願が増加すると分析。**

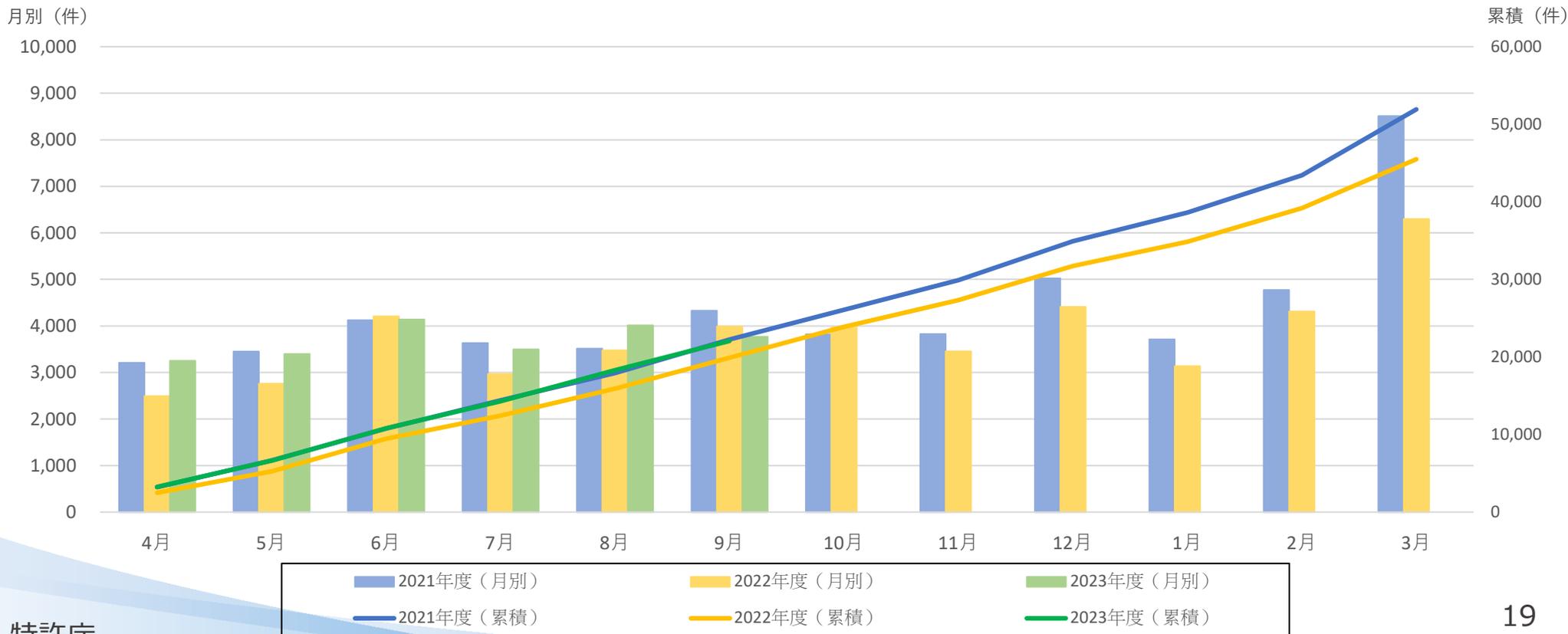
(2) 出願減少につながる要素

- ① **コロナ禍の影響**：コロナ禍を契機とした新たなビジネスモデルの拡大により、**一時的に増加した分野（薬剤等）における出願は、平時の水準で落ち着くと考えられるものの（コロナ禍前である2019年度と比べると、2022年度の出願件数は2%増加。）、今後の社会情勢にも左右される**ため、注視が必要。
- ② **中小企業の経営環境**：**コロナ禍からの社会経済活動の正常化がプラスの影響を与える可能性もあるものの、物価高騰等、中小企業は依然として厳しい状況**といえるため、注視が必要。
- ③ **主要国の出願動向**：**主要国の商標出願件数の減少が、我が国への出願件数減少に影響しているもの**と考える。**今後の出願動向については、各国の社会情勢にも左右される**ため、注視が必要。

PCT出願件数動向

- 国際特許出願(PCT出願)件数は、2023年度上半期においては、前年同期比で大きく増加(+10.9%)した。ただし、2022年4月に料金引き上げに伴う反動減が生じた影響が含まれており、1月-9月期では前年同期比では概ね横ばいである。
- 前回委員会で示した見通し(次頁)のとおり、PCT出願は回復しつつあると考えられ、今後も一定の増加が見込めるものと考えられるが、引き続き、今後の動向を注視する。

※各件数は速報値



(参考) 今後のPCT出願動向について

今後のPCTの出願動向について、料金改定や為替の影響により今後も出願を減らす見込みであるとした企業はわずかであること、今後PCT出願を含めたグローバル出願を増加させる見込みの企業も一定数あることから、前年度比での出願減は一時的なものであり、今後は回復に向けて一定の増加が見込めると考えられるが、引き続き注視が必要。

PCTの出願動向に関する企業の声 (2022年10月～2023年3月)

① - 1 料金改定・為替の影響なし

- 料金値上げの影響で**件数を制限する考えはない**。
- 必要な発明は適時に出願する方針であり、料金体系の改定を理由に国内の出願件数を減少させることは考えていない。外国も同様の方針であり、**重要な技術内容については、対象製品の展開を考え、外国出願を進める**ことを考えている。
- PCTについて、**料金改定を理由に件数を減らすことは現時点では考えていない**。
- 今後の**PCT出願件数はここ数年と大きく変わらない**と考えているが、**手数料の値上がりで、コスト面的に厳しい**ところがある。

① - 2 料金改定・為替の影響あり

- PCTの**料金値上げに加えて、円安のタイミングも重なり、現地代理人費用にも影響が出ている**。PCT出願件数を減らしてパリルートで**出願国数を絞る方向にシフト**しており、次年度以降も同様にする予定。

② 増加予定

- 今後、**外国出願件数、PCT出願件数を増やしていく**方針である。
- 今後新規事業が立ち上がり、**グローバルに市場規模が拡大すれば、それに応じてPCTの出願件数も増加する**と思われる。

3. 予実管理 (財政シミュレーション及び財政管理ダッシュボード)

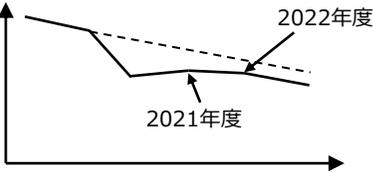
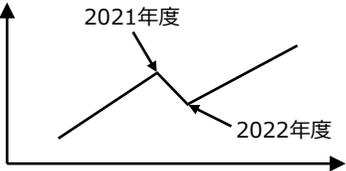
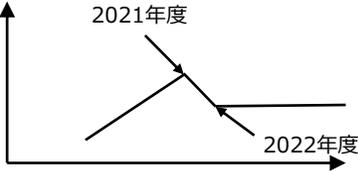
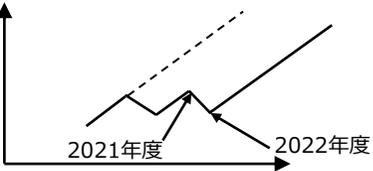
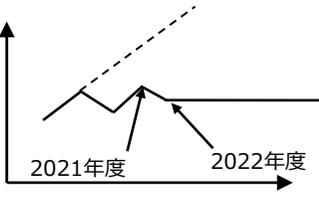
(参考) これまでの議論

- ① 剰余金はリスクバッファとして最低400億円 (= 3か月分の経費 (米・豪と同様))、
- ② 投資資金は2030年代半ばまでに1400億円、それぞれ必要なことを確認していただいたところ
- “必要な増収額”として算出した150億円を値上げで確保すると仮定し、6通りのシナリオ (出願件数 (高・中・低) ×物価上昇率 (A:成長実現ケース・B:現状並み)) でシミュレーションを行い、検討いただいた。

財政点検小委の結論：

「低位シナリオでも年間150億円増収となる値上げにより、400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか推移を見ることが妥当」

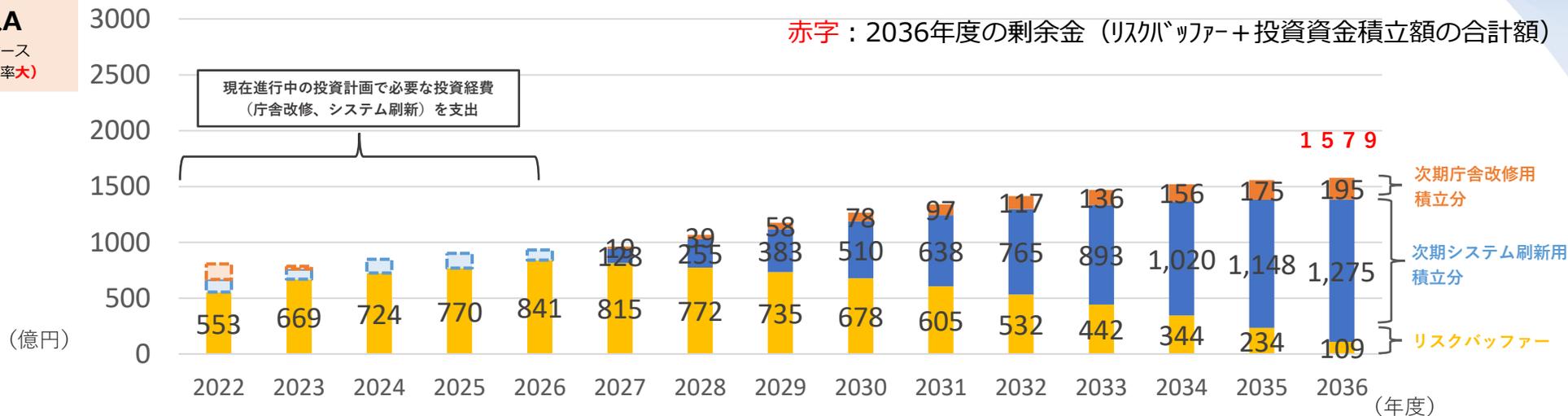
(参考) シミュレーションの各シナリオ

		高位シナリオ 商標、PCTの増加傾向が維持	中位シナリオ 商標の増加が頭打ち PCTの増加傾向が維持	低位シナリオ 商標、PCTの増加が頭打ち	
特許	出願	<p>2022年度は前年度比+0.1%と推定(2022年度4-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、コロナ前トレンドで前年比▲1.3%で減少</p> 			
商標	出願	<p>2022年度は、前年度比▲9.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、前年度比3.2%で増加。</p> 	<p>2022年度は、前年度比▲9.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率)</p> <p>2023年度以降は、2022年度の商標の出願件数を横置き。</p> 		
PCT	出願	<p>2022年度は、前年度比▲7.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率。)</p> <p>2023年度以降は、前年度比4.9%で増加</p> 			<p>2022年度は、前年度比▲7.5%で減少。(2022年度4月-10月における前年同月実績値に対する増加率。)</p> <p>2023年度以降は、2022年度のPCTの出願件数を横置き</p> 

(参考) 剰余金の見通し (出願低位シナリオ)

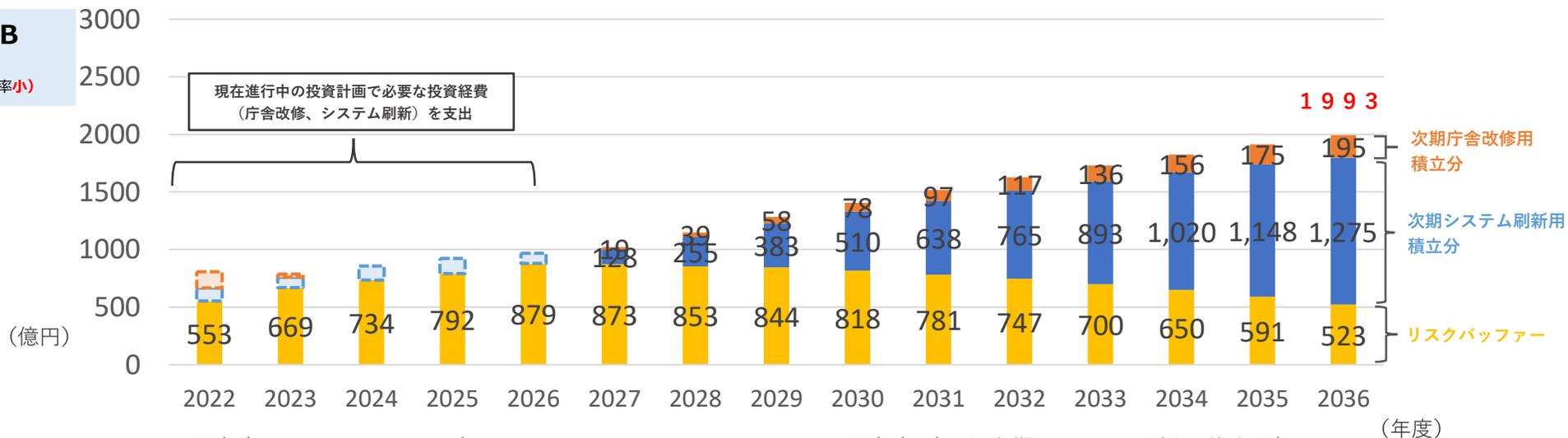
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

現状並み
(物価上昇率小)



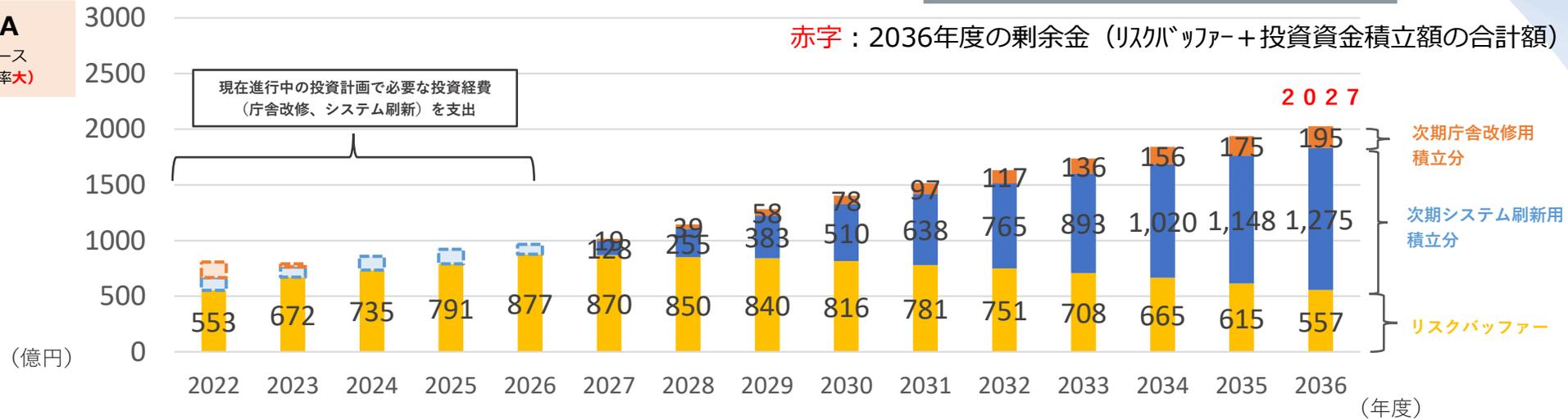
■ 剰余金(リスクバッファ)
■ 剰余金(うち次期庁舎改修用積立分)
■ 現行庁舎改修による支出額(参考)

■ 剰余金(うち次期システム刷新用積立分)
■ 現行システム刷新による支出額(参考)

(参考) 剰余金の見通し (出願中位シナリオ)

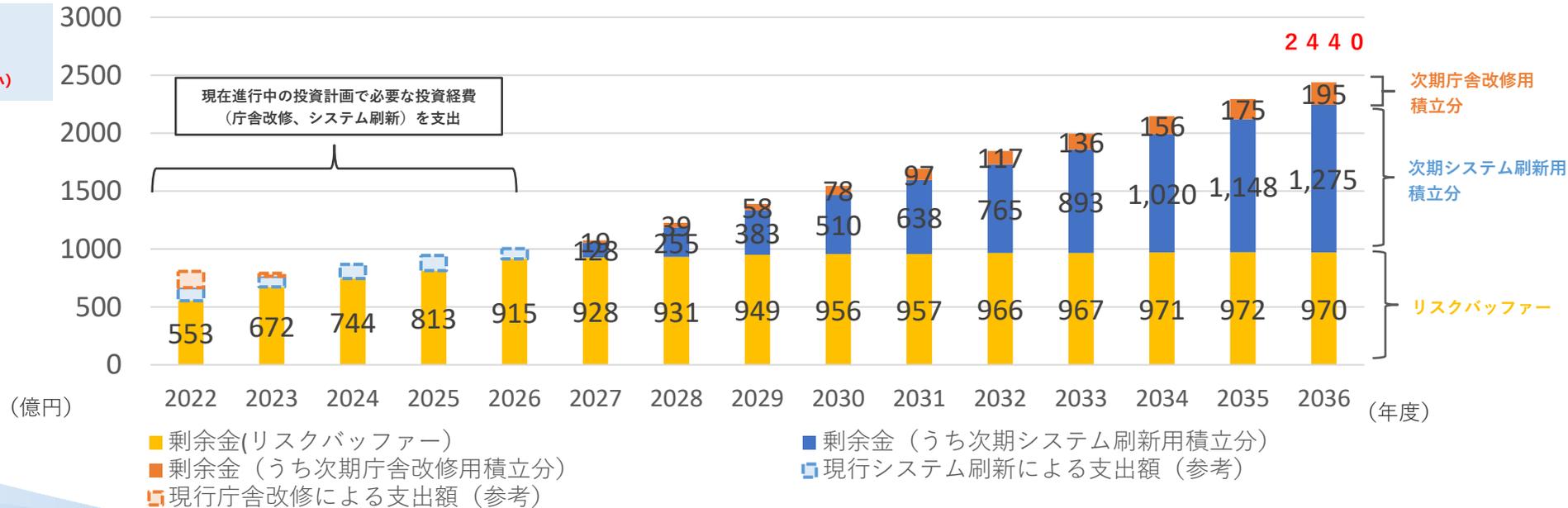
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

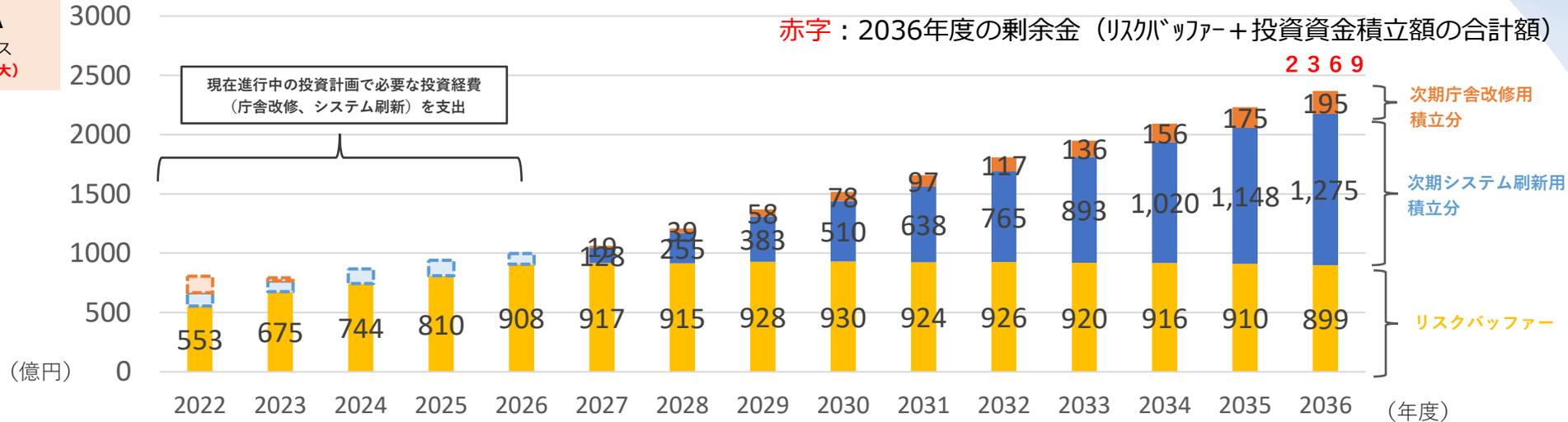
現状並み
(物価上昇率小)



(参考) 剰余金の見通し (出願高位シナリオ)

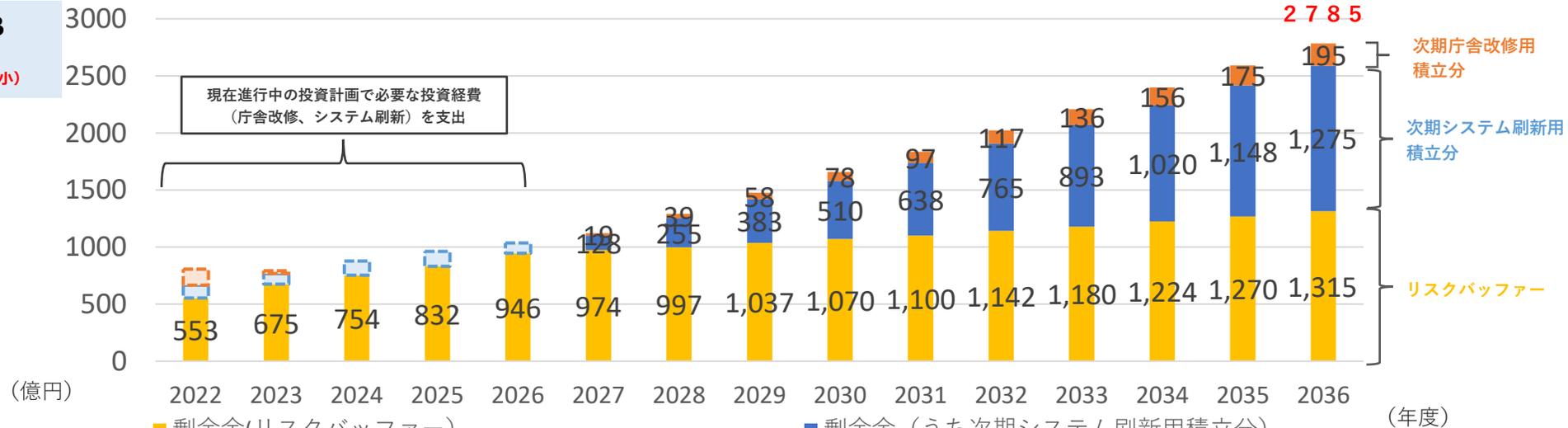
ケースA

成長実現ケース
(物価上昇率大)



ケースB

現状並み
(物価上昇率小)



- 剰余金(リスクバッファ)
- 剰余金(うち次期システム刷新用積立分)
- 剰余金(うち次期庁舎改修用積立分)
- 現行システム刷新による支出額(参考)
- 現行庁舎改修による支出額(参考)

財政管理ダッシュボード（特許・件数）

- 2023年度上半期における特許の出願件数は前年同期比+9.6%の15.0万件。審査請求件数は前年同期比-2.8%の11.2万件。設定登録件数は前年同期比+3.7%の10.4万件。
- 特に、設定登録件数について、審査処理期間の目標達成に向け、審査体制の整備や審査のさらなる効率化(例:オンライン会議ツールの活用、サーチツールの高度化等)を図った結果、シナリオを上回る水準となっている。
- 引き続き、迅速性を堅持していくため、今後の設定登録件数については、シナリオを上回る水準を維持していくと考えられるが、今後の状況を注視する必要がある。

トレンド分析（特許・件数）

2023年度上半期
出願件数
15.0万件
前年同期比 +9.6%

2023年度上半期
審査請求件数
11.2万件
前年同期比 -2.8%

2023年度上半期
設定登録件数
10.4万件
前年同期比 +3.7%

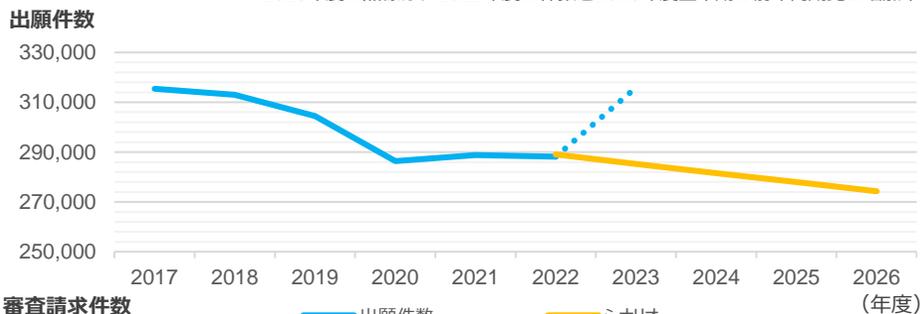
※件数は、速報値に基づく。

【参考】2022年度

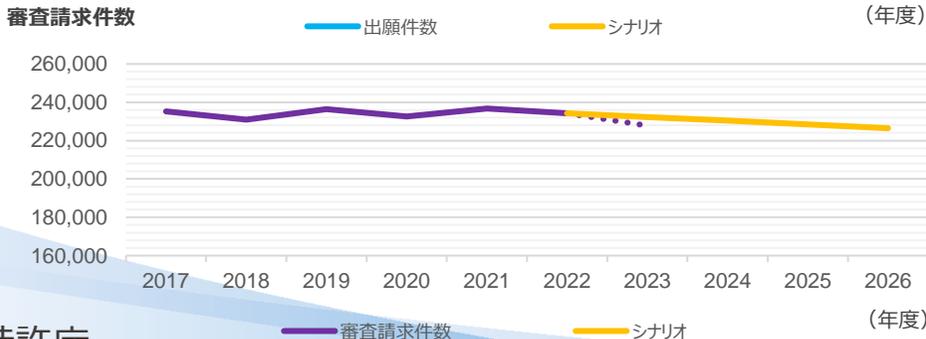
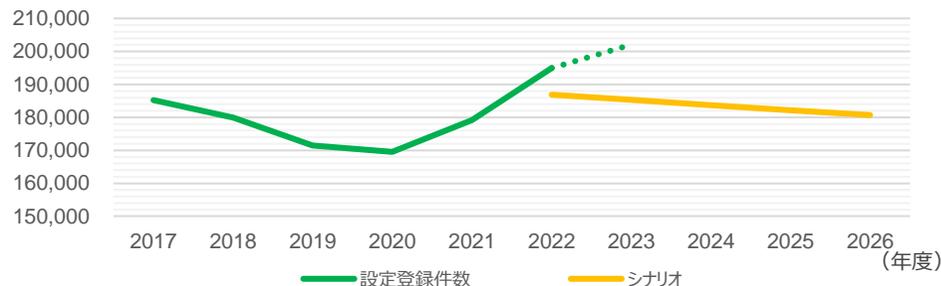
歳入
1059億

件数トレンド（特許）

※2023年度の点線は、2022年度の件数と2023年度上半期の前年同期比の増加率に基づく推定値。



設定登録件数



過去の件数との比較（特許）

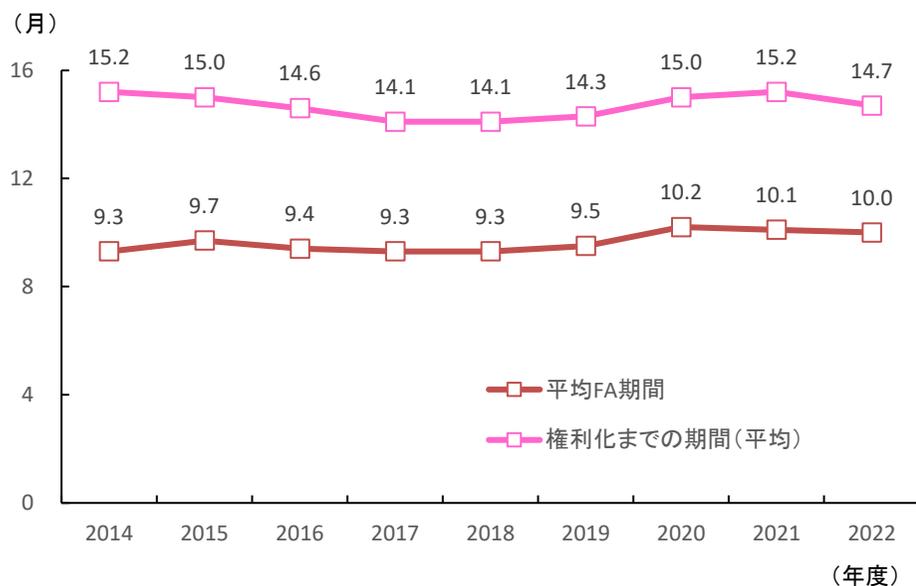
#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 (①-②)÷②	2020年度 (③)	2020-21 (②-③)÷③
1	出願件数	28.8万件	28.9万件	-0.2%	28.6万件	+0.9%
2	審査請求件数	23.4万件	23.7万件	-1.1%	23.2万件	+1.9%
3	設定登録件数	19.5万件	17.9万件	+8.8%	17.0万件	+5.7%

※出願件数と審査請求件数は、速報値に基づく。設定登録件数は、登録査定件数と納付率に基づく。

(参考) 世界最速の審査 (特許)

◆ JPOの2023年度目標は、一次審査期間は**平均10か月以内**、権利化までの期間は**平均14か月以内**

一次審査通知、権利化までの期間の推移 (日本)



各国における一次審査期間と権利化までの期間

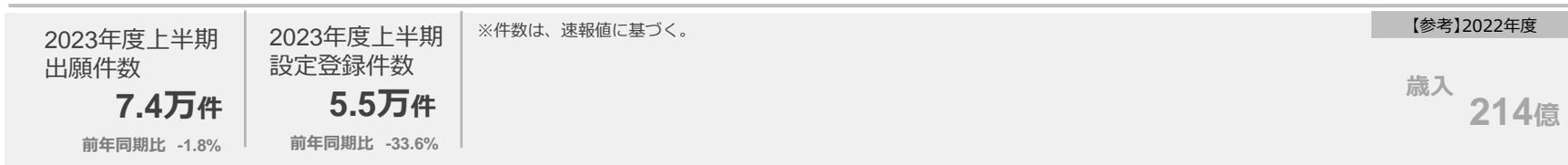
2021年	一次審査期間	権利化までの期間
日本	10.1 か月	15.3 か月
米国	16.9 か月	23.3 か月
欧州	4.8 か月 (※)	23.0 か月
中国	12.5 か月	18.5 か月
韓国	12.2 か月	16.0 か月

※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
 (資料) 米国：PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT 2021
 欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2021

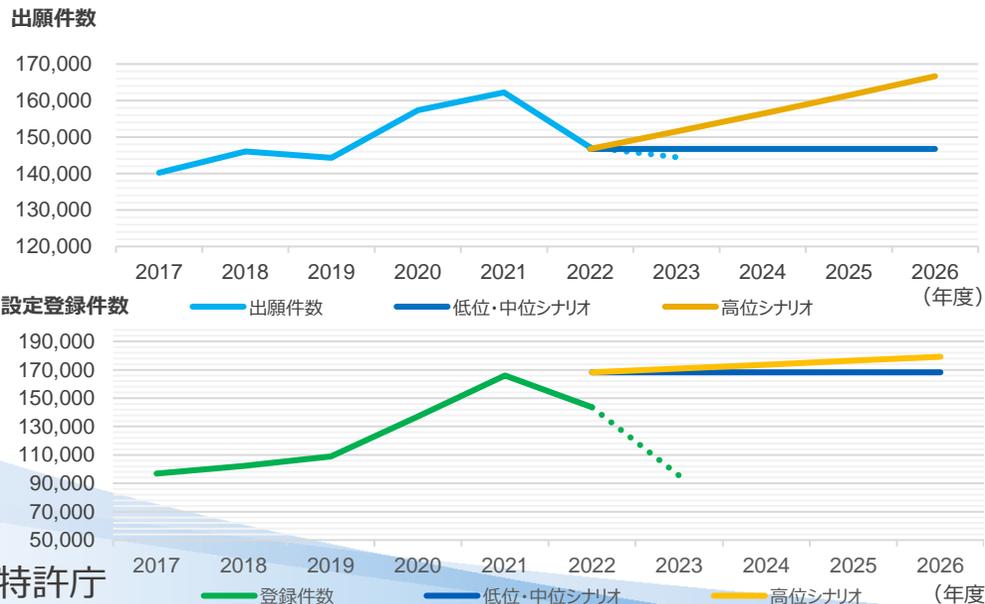
財政管理ダッシュボード（商標・件数）

- 2023年度上半期における商標の出願件数（料金未納により出願却下となった一部の出願及び、国際商標登録出願は除く）は前年同期比-1.8%の7.4万件。設定登録件数は、前年同期比-33.6%の5.5万件。
- 設定登録件数について、2022年度下半期に引き続き、2023年度上半期も前年同期比で大きく減少している。
- これは、①2022年度における商標出願件数の減少に連動して審査処理件数が減少したこと、②審査期間目標の達成のため、2022年度上半期にかけて審査処理を大幅に迅速化させていたところ、2022年度下半期以降は審査処理期間が落ち着きつつあること等が影響していると考えられる。
- 今後の設定登録件数については、適正な審査処理期間を堅持すべく、少なくとも、足下の水準を維持していくと考えられるが、引き続き、2023年度下半期以降の動向を注視し、必要に応じてシミュレーションの更新を検討する。

トレンド分析（商標・件数）



件数トレンド（商標）※2023年度の点線は、2022年度の件数と2023年度上半期の前年同期比の増加率に基づく推定値。



過去の件数との比較（商標）

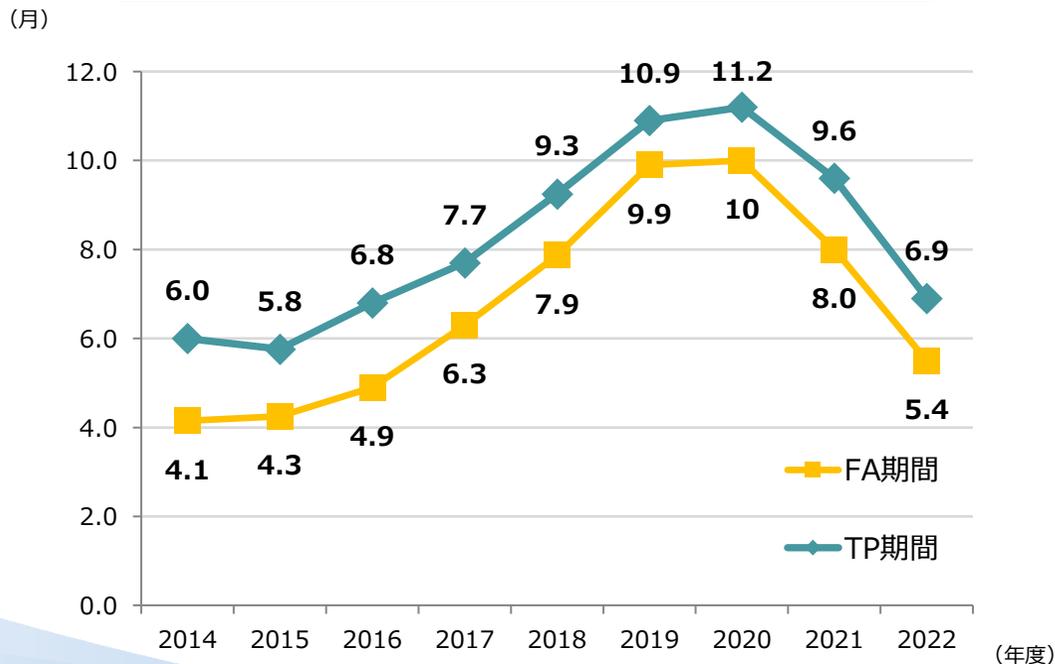
#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 (①-②)÷ ②	2020年度 (③)	2021-20 (②-③)÷ ③
1	出願件数	14.7万件	16.2万件	-9.3%	15.7万件	+3.1%
2	設定登録件数	14.4万件	16.6万件	-13.5%	13.7万件	+21.2%

※出願件数は、国際商標登録出願及び料金未納により却下される一部出願を除き、速報値に基づく。
設定登録件数は、国際商標登録、防護更新を除き、登録査定件数と納付率に基づく。

(参考) 審査期間 (商標審査のFA・TP期間)

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は長期化。
- 2022年度末に一次審査通知までの期間を6.5か月、権利化までの期間を8か月とする政府目標の達成に向けて、審査官増員及び審査業務の効率化等の施策を実施した結果、審査期間の短縮を実現し、政府目標を達成。
- 今後も**商標審査の質の維持・向上とともに、適正な審査期間を堅持すべく**、審査業務の効率化及び審査体制の充実を図る。

商標審査の平均FA・TP期間の推移



【2023年度の実施庁目標】

一次審査通知までの平均期間 (FA期間) : 5.5~7.5ヶ月
権利化までの平均期間 (TP期間) : 7~9ヶ月

【審査期間短縮に向けた政府方針】

- 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである**8月**とする」(令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI)
- 知的財産推進計画2019【2019年6月21日 知的財産戦略本部決定】
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである**8か月**とできるよう商標審査体制を強化する。」(本文)

(参考) 適正なFA期間 (商標)

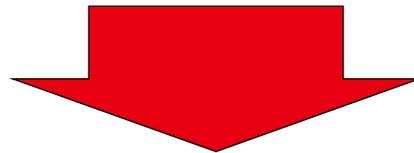
FA期間が短縮することで生じる問題

- ① 情報提供制度の形骸化
- ② 不安定な権利付与



審査期間が延伸することで生じる問題

- ① 企業の安定的な事業活動を阻害
- ② 企業による模倣品対策を阻害



FA : 6 か月 ~ 7 か月

※より早期の審査を望むユーザーには「早期審査」の利用を推奨

財政管理ダッシュボード（PCT・件数）

- 2023年度上半期におけるPCTの出願件数は、前年同期比+10.9%の2.2万件。

トレンド分析（PCT・件数）

2023年度上半期
出願件数

2.2万件

前年同期比+10.9%

※件数は、速報値に基づく。

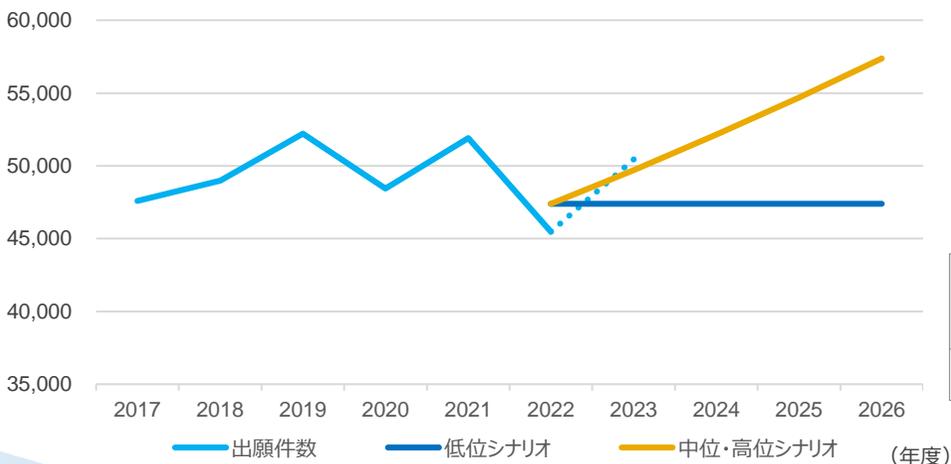
【参考】2022年度

歳入

80億

件数トレンド（PCT） ※2023年度の点線は、2022年度の件数と2023年度上半期の前年同期比の増加率に基づく推定値。

出願件数



過去の件数との比較（PCT）

#	種別	2022年度 (①)	2021年度 (②)	2022-21 増減 (①-②)÷②	2020年度 (③)	2021-20 増減 (②-③)÷③
1	出願件数	4.5万件	5.2万件	-12.4%	4.8万件	+7.2%

※件数は、速報値に基づく。

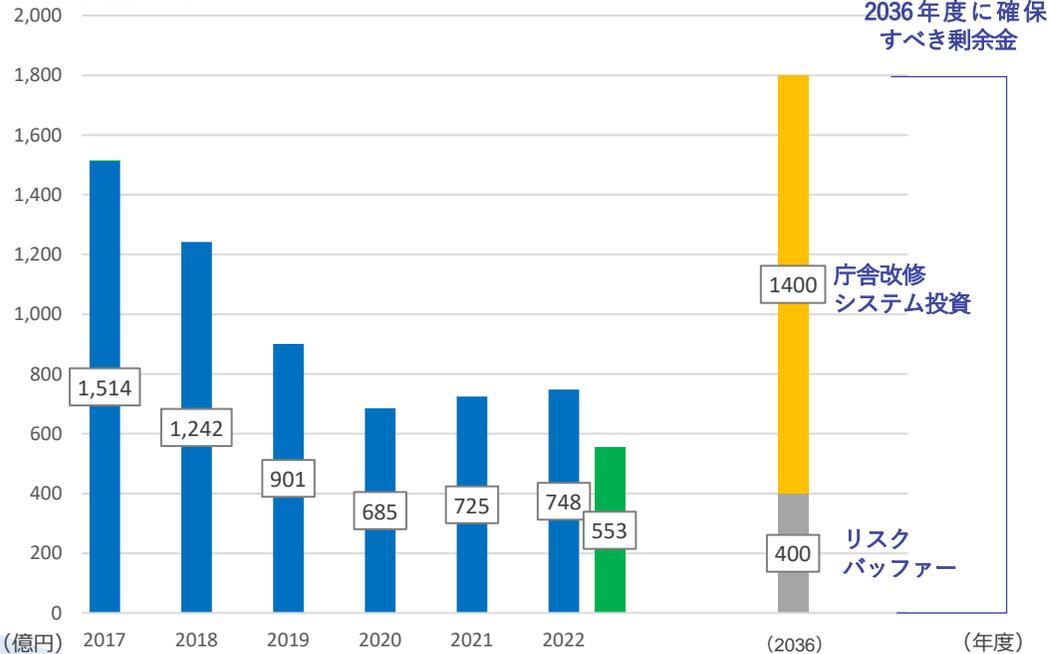
財政管理ダッシュボード（剰余金管理）

- 2022年度の剰余金は、748億円。

トレンド分析（実績トレンド）

2022年度剰余金実績 748億 前年度比+3.2%	2022年度収支差実績 +23億 前年度比-17億	2022年度歳入実績 1,449億 前年度比-2.0%
---	--	--

剰余金トレンド



収支差トレンド



財務増減トレンド

#	種別	2022年度歳入実績	2022年度歳入予算との乖離	2022年度収支差実績	2021年度収支差実績	2020年度収支差実績
1	特許	1,059億円	-3%	83億円	134億円	-118億円
2	商標	214億円	+13%	62億円	60億円	27億円
3	意匠	47億円	+18%	-16億円	-17億円	-28億円
4	PCT	80億円	-1%	-50億円	-87億円	-93億円

出典：管理会計手法を用いた特許特別会計の分析及び産業財産関係料金体系の変遷に関する調査研究（有限責任あずさ監査法人）をもとに特許庁作成

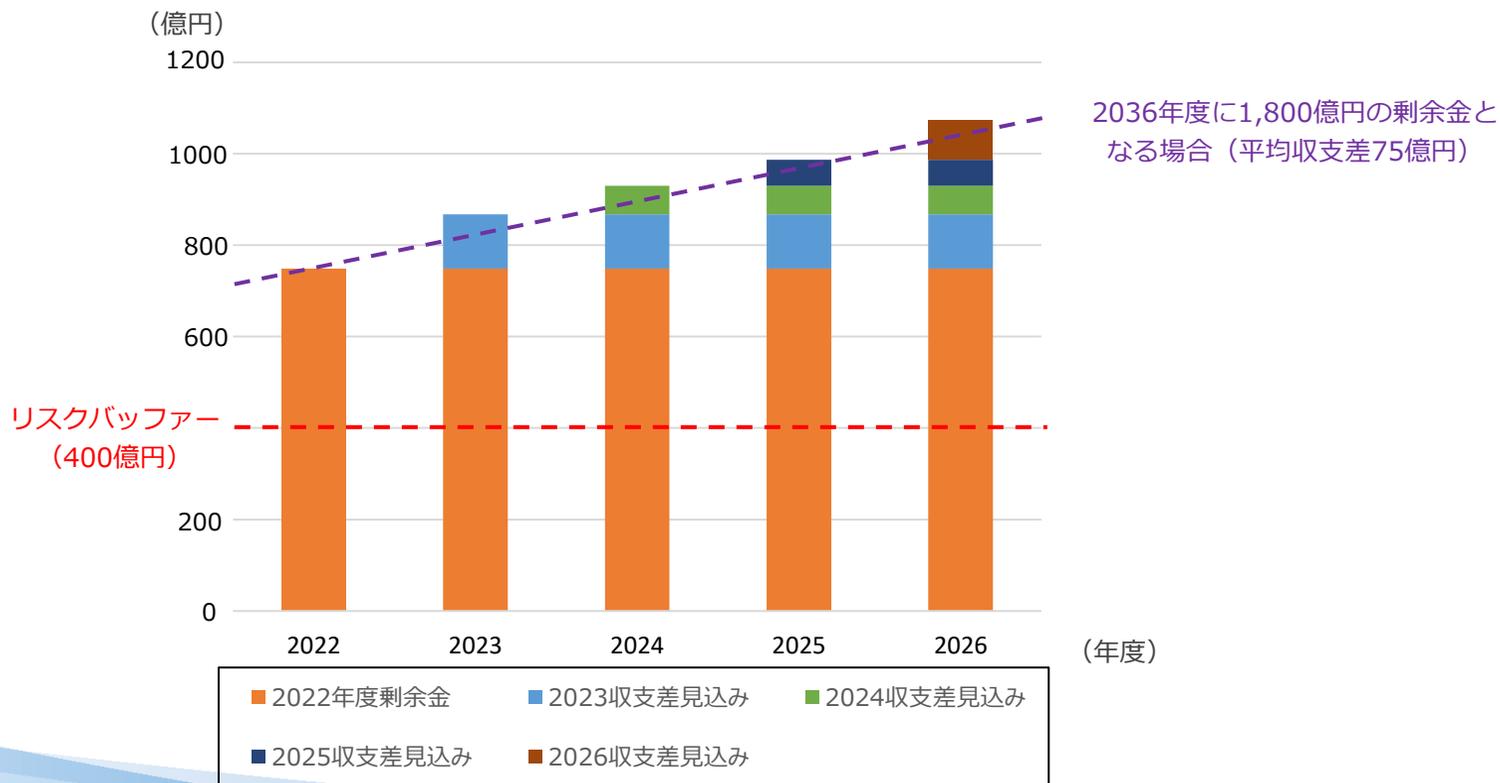
財政管理ダッシュボード（剰余金管理）

- 2022年度の決算と、今後の出願動向の見込みに基づき、中位シナリオ（商標の増加が頭打ち・PCTの増加傾向が維持）を採用し、剰余金推移を推計。

トレンド分析（将来の剰余金シミュレーション）

2036年度に1,800億円の剰余金となる場合（投資資金の歳出を除く）に要する平均収支差（75億円／年）と、各年度の収支差の乖離

①2023年度	②2024年度	③2025年度	④2026年度
+44.0億	-12.6億	-18.5億	+10.7億
乖離率+58.%	乖離率-16.8%	乖離率-24.6%	乖離率+14.2%



ダッシュボードを踏まえた足下の状況との差異（剰余金見通し）

- シミュレーションと足下の状況を比較すると、主に以下の差異が生じている。
 - ①令和4年度決算が概ね確定し、足下ではシミュレーションより剰余金が積み上がっている
 - ②特許及び商標の登録件数についてシミュレーションと差異が生じている（特許は+、商標は-）
- これらが将来の剰余金に与える影響を試算すると、下表のとおりであり、全体としては、これまでのシミュレーションと同様、（出願低位かつ、物価上昇率大のケース以外については）順調に剰余金を確保できる見通しに変化はない。
- 引き続き、2023年度下半期の出願・登録の動向等を注視し、必要に応じてシミュレーションの見直しを検討していく。

足下の状況との差異による剰余金見通しへの影響評価（2036年度末の剰余金）（億円）

シナリオ	出願	低位シナリオ		中位シナリオ		高位シナリオ	
	物価上昇率	大	小	大	小	大	小
現行シミュレーション（2022年11月第5回財政点検小委員会）		1,579	1,993	2,027	2,440	2,369	2,785
①2022年度決算を反映（※1）		+ 103					
②登録件数のシミュレーションを修正（足下の登録状況反映）（※2）		- 224				- 307	
①②を踏まえた2036年度末剰余金見通し		1,458	1,871	1,906	2,319	2,164	2,581

※1 反動減については、最大180億円のうち既に約120億円が発現したとみられるため、残りの反動減が60億円と想定して試算。また、2022年度から2023年度に繰越しとなった歳出予定（約40億円）を反映。

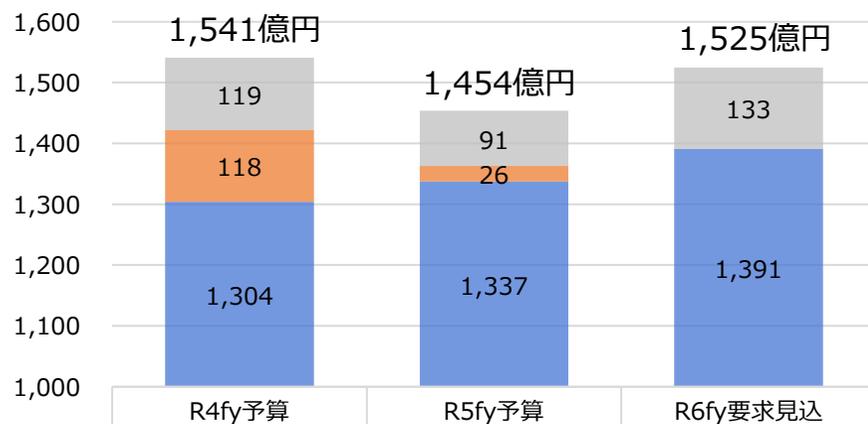
※2 現行シミュレーションと比較して特許は+、商標は-（例えば、現在採用している「出願中位、物価上昇率大」のシナリオで登録状況を反映すると、特許が+325億円、商標が-549億円で合計-224億円）

4. 令和6年度概算要求

令和6年度概算要求の全体像

- 財政点検小委員会における議論の結果、「定常経費は旧料金体系下での歳入を下回る」要求とすることとなっていたところ。この方針のとおり、旧料金下での歳入見通しが1,391億円であるのに対し、**定常経費は1,391億円の要求**とする。
- 一時経費はシステム刷新等により133億円（対前年比+16億円）。
- 結果、**総額は1,525億円**（対前年比+71億円、**単年度収支+56億円**）。

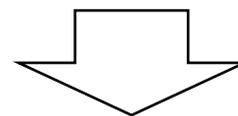
R4・R5fy予算額、R6fy要求見込額の比較（億円）



	R4fy予算	R5fy予算	R6fy要求見込
■ (一時)システム改修	119	91	133
■ (一時)庁舎改修	118	26	0
■ 定常経費	1,304	1,337	1,391

※財政点検小委員会で決定した概算要求の考え方

＜第6回財政点検小委員会＞
令和6年度要求についても**定常経費を旧料金体系下での歳入を下回る**よう要求額を設定する。



	歳入	歳出	収支
旧料金下歳入と定常経費の収支	1,391億円 (旧料金下歳入)	1,391億円 (定常経費)	0億円
総額	1,581億円 (新料金下歳入)	1,525億円 (定常経費+一時経費)	+56億円

※旧料金歳入には、第5期INPIT交付金の不用額（約40億円）を次期目標期間で割り戻した額（約10億円）を含む。

令和6年度概算要求額の詳細

		R4予算	R5予算	R6要求	対前年
総額		1,541億円	1,454億円	1,525億円	71億円
情報システム費	システム刷新等 (一時経費)	119億円	91億円	133億円	42億円
	定常経費部分	234億円	250億円	235億円	▲15億円
審査審判 関係経費	先行技術調査等	282億円	282億円	303億円	21億円
	上記除く (審査資料整備等)	88億円	84億円	85億円	1億円
庁舎改修費 (一時経費) (※移転費、六本木仮庁舎借料含む)		118億円	26億円	0億円	▲26億円
INPIT交付金		108億円	106億円	116億円	10億円
政策経費等 (中小企業・大学支援等)		65億円	68億円	72億円	4億円
人件費		337億円	338億円	353億円	15億円
WIPO送金		82億円	96億円	105億円	9億円
その他 (一般管理費等)		110億円	114億円	122億円	8億円

端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある

(参考) 令和6年度 特許庁関係 (特許特別会計) 概算要求のポイント

- イノベーションや競争力の源泉が無形資産へと変わる時代において、知財の活用は、中小企業やスタートアップの経営力強化のために、極めて重要。このため、令和6年度は主に、
 - ① 知財活動を支える**世界最速・最高品質の審査体制を確保**するとともに、
 - ② 令和5年5月に改定した**知財活用アクションプラン***に基づき、研究開発から社会実装までを切れ目なく支援し、**イノベーション創出等を強力に後押し**する。具体的には、**中小企業・スタートアップ・大学に対する、研究成果の社会実装を支える知財活用支援策をより一層拡充**する。さらに、**地域の中小企業・スタートアップ・大学に対して、地域の実情・ニーズに即したワンストップでのきめ細かい地域密着型の知財経営支援体制や施策を強化**することにより、**地域の「稼ぐ力」向上に繋げる**。
- 令和6年度概算要求においては、**特許特別会計の財政状況を踏まえ、歳出削減を徹底しつつ、これらの取組について最大限措置し、総額は1,525億円**（前年度比+71億円、**単年度収支+56億円**）とする。

<主な取組>

*知財活用アクションプラン（令和5年5月公表）<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html>

① 知財活動を支える世界最速・最高品質の審査体制 671.6億円 (+11.2%)

必要な審査能力の確保 303.3億円 (R5fy281.5億円) + 定員要求

- 任期付審査官95名（令和5年度末まで）の時限延長（10年間の延長）【定員要求】
- 先行技術調査等について必要な規模を確保するとともに、外国語文献調査を充実させることで質を更に向上【拡充】

情報システム刷新及びシステム運用 368.3億円 (R5fy322.7億円)

- 運用の効率化を徹底しつつ（定常経費▲15億円）、必要なシステム刷新を計画的に実施【継続】

② イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援 23.4億円 (+20.6%) 及び (独) INPIT交付金の内数

研究成果の社会実装を支える知財活用支援策の拡充 14.3億円* (R5fy12.7億円) *国庫債務負担行為による後年度負担額を含む + INPIT交付金116億円 (R5fy106億円) の内数

- スタートアップ及びベンチャーキャピタルに対し、知財専門家を派遣し伴走支援等を実施【拡充／一部INPIT交付金】
- 大学に知財専門家を派遣し、大学の研究成果の発掘・知財戦略構築や産学連携プロジェクトの知財マネジメント等を支援【拡充／INPIT交付金】
- 中小企業やスタートアップの海外展開に向けて、外国での出願や権利侵害対策等を支援【現行事業を見直し新規要求】
- 2025年大阪・関西万博を通じて知財活用の取組を世界に発信するための準備に着手【新規】

地域の実情・ニーズに即したワンストップでの知財経営支援体制・施策の強化 9.1億円 (R5fy6.7億円) + INPIT交付金116億円 (R5fy106億円) の内数

- 自治体や地域の支援機関等の連携のハブとなるプロデューサー（チーム）を形成し、中小企業への伴走支援等を実施【新規】
- 各地域の経済産業局による、地域のニーズに即した知財活用支援を実施（知財ビジネスマッチング等）【拡充】
- 47都道府県に知財支援に関する相談窓口を設置【拡充／INPIT交付金】
- 地域の金融機関と専門家が連携し、企業の知財を評価し、事業戦略を策定する取組等を支援【現行事業を見直し新規要求】
- 地域の産業支援機関による中小企業向け知財活用施策を支援【継続】
- 地域の中小企業への普及啓発活動を実施【拡充】

5. 情報公開（特許特別会計レポート）

特許特別会計レポート2023年度版

- 特許庁の財政運営について透明性を確保する観点から、情報開示物を作成することとし、財政点検小委員会において議論を進めてきたところ。令和5年2月に特許庁HPで2022年度版を公表。
- 現在、令和4年度決算及び令和6年度予算案を反映した2023年度版を令和6年2月頃に公表すべく作業中（主な更新のポイントは次頁）。

『特許特別会計レポート』

目次

1. 特許庁の役割と業務
2. 特許特別会計の概要
3. 料金の体系
4. 決算の概要
5. 予算の概要
6. 参考情報

特許特別会計レポート
2023年度版

特許庁
第2号
(令和●年●月)



特許特別会計レポートの主な更新のポイント

- 財政点検小委員会でいただいた御意見や産業財産権ユーザーとの意見交換でいただいた声等を踏まえて、足下の財政状況についての情報の更新に加え、料金水準に関する記載の充実等を行う。
- 具体的には、以下のポイントをアップデートすることを想定している。

特許特別会計レポート2023年度版 主な更新のポイント

- 決算及び予算について、それぞれ最新の情報に更新（令和4年度決算、令和6年度予算）。
- 現行の料金設定の妥当性について、より透明性を確保すべく、説明を充実。特に、ユーザーからの問い合わせが多い、諸外国の料金水準との比較について、記載を新たに追加。
- 歳出予算が財政点検小委員会における議論を踏まえた一定の規律の下で編成されていることについて、記載を新たに追加。

6. その他報告事項

手数料減免制度の見直し（前回からの進捗報告）

- 令和5年の通常国会において、中小企業等に対する**審査請求料の減免制度について**、制度趣旨にそぐわない形での制度利用が見られる実態を踏まえ、**一部件数制限を設ける**法改正を行った。
- 前回の第6回財政点検小委員会（6月）において、件数制限の対象及び上限件数について、対応の方向性を確認したところ。
- 現在、以下のとおり、制度開始に向けた準備を進めている。

1. 件数制限の対象

- 前回委員会で御確認いただいた方針に基づき、政令（特許法等関係手数料令）の改正作業を行い、令和5年11月24日に閣議決定。
- 令和6年4月1日施行予定。

2. 上限件数

- 上述の改正政令で、上限件数については、大企業の平均的な審査請求件数を勘案して算出する旨を規定し、閣議決定。
- 具体的な件数については、今後、前回委員会で御確認いただいた方針に基づき、省令において規定する予定。

手数料減免制度の見直し

- 高い潜在能力を有するが資金・人材面の制約で、十全な知財活動を実施できない者による発明を奨励する等の目的の下、**中小企業等に対して、審査請求料の減免制度を設けている**。具体的には、資力制約、研究開発等能力、新産業創出の程度を勘案し軽減率を設定。
- この資力等の制約がある者の発明奨励等という制度趣旨にそぐわない形での制度利用が見られる実態を踏まえ、**一部件数制限を設ける**旨の改正を行う。
- ただし、上限件数及びその対象は、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないよう最大限配慮のうえ、政省令で定める。

※例えば、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小や、企業とは性質が異なる大学・研究機関等に対しては上限は設けないことを想定。

【現行法】



減免申請件数

減免対象（件数制限なし）



減免対象

【改正後】



減免対象



減免対象

政省令で定める限度

減免対象外
(満額納付)

【審査請求料の減免対象者と軽減率】

審査請求料の減免対象者	軽減率
中小企業	1/2に軽減
小規模事業者・創業10年未満中小	1/3に軽減
大学・研究機関等	1/2に軽減
福島特措法認定中小	1/4に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除
所得税非課税者、非課税中小企業	1/2に軽減

対応の方向性：件数制限の対象者（政令事項）

- 今般の措置では、上限件数及びその対象については、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないよう最大限配慮し、設定することとしている。
- こうした考え方の下、件数制限の対象は、資力制約の程度や産業の発達への寄与等を勘案し設定されている軽減率を参照し、軽減率1/2の中小企業等（大学・研究機関等を除く）を件数制限の対象とする一方、通常より高い軽減率が設定されている者（生活保護受給者、市町村民税非課税者、小規模事業者、創業10年未満中小、福島特措法認定中小）は対象外とし、また、企業とは性質が異なる大学・研究機関等も対象外とする。

件数制限を設ける対象者（下記の表中赤枠点線部分）

審査請求料の減免対象者	軽減率	具体的な要件を定める条文
中小企業（研究開発型中小企業*を含む。）	1/2に軽減	特許法施行令第10条第1号、第2号
小規模事業者・創業10年未満中小	1/3に軽減	特許法施行令第10条第4号、第5号
大学・研究機関等	1/2に軽減	特許法施行令第10条第3号
福島特措法認定中小	1/4に軽減	特許法施行令第10条第6号
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除	特許法等関係手数料令第1条の2第1号イ又はロ
所得税非課税者、非課税中小企業	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハ又はニ、第2号

*研究開発型中小企業：試験研究費等比率が3%を超える等の中小企業。大企業が支配（1/2以上の株式保有等）する者を含む。

※「企業」には個人事業主も含まれる。

対応の方向性：上限件数（政省令事項）

- **上限件数については、最も資力等制約の厳しいスタートアップや小規模企業（軽減率1/3）の審査請求料にかかる支出額が平均的な大企業並みとなる件数を念頭に、1年度あたり、180件とする。**
 - ※ 大企業による平均審査請求件数は毎年度約60件。そのため、軽減率1/3のスタートアップ等にとっては、大企業平均の3倍、すなわち、180件分の審査請求料が大企業が審査請求に投じる平均的資金と同等と捉えられる（1件あたり審査請求料×60件＝1件あたり審査請求料×1/3×180件）。
 - ※ 改正法では本制度は公布後1年以内に施行することとされており、現時点では令和6年度から導入することを想定している。
- ただし、制度導入後も審査請求動向等を継続的に注視するとともに、必要な場合は、対象者や上限件数を含め、制度を慎重かつ柔軟に見直しを検討。
- なお、上限件数を超える審査請求については、審査請求料を満額納付いただくことになるため、他の条件が同じであれば、1年度あたり、**約6.3億円**の手数料収入の増加が見込まれる。
 - ※ 2021年度の審査請求料の減免実績に基づいて、特許庁で試算。

特許庁

